

新型コロナウイルス感染症に係る五戸町乳幼児等医療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の景況に伴い、子育て世代の収入減少中、安心して育児が継続されるよう、乳幼児から高等学校3年卒業までの年齢に達する者の入通院費に係る医療費の保険診療分の自己負担分について助成し、保護者の家計圧迫に対する不安を軽減することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、五戸町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 五戸町乳幼児等医療費給付条例（平成5年9月17日条例第11号）第3条の規定により所得制限を超過した者。
- (2) 高等学校就学の始期から終期に達するまでの、16歳から18歳までの者。
(16歳に達する以前の4月2日から18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者。)
- (3) その他町長が認める者。

2 「医療費」とは、五戸町乳幼児等医療費給付条例並びに五戸町乳幼児等医療費給付条例施行規則に準じて、前項の助成対象者が医療保険で医療の給付を受けた場合の保険診療による自己負担に係る費用について助成するため、その保護者に対して支給するものである。

(助成の要件)

第3条 助成の要件は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 医療費の給付は、医療保険各法の被保険者又は被扶養者に対して行う。
- (2) 医療費の給付は、令和2年8月1日から令和4年3月31日までに診療した場合のみ助成対象とする。

(償還払い)

第4条 医療費の給付は償還払いにより助成するものとし、1か月分をまとめて当該月分終了の日から翌月の初日から起算して6か月以内に申請するものとする。ただし最終申請日の令和4年4月8日までに五戸町乳幼児等医療費助成申請書(様式第1号)に次に定める書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 医療費等助成申請書
- (2) 医療機関等発行の領収書
- (3) 保険証の写し
- (4) 保護者の金融機関口座の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、申請者を助成決定者とし、当該申請書を受理した日から遅滞なく、助成費用を支払うものとする。

(決定通知等)

第5条 町長は、前条の規定により申請者を助成決定者としたときには「医療費助成決定通知書」(様式第2号)により、不相当と認めるときには「助成償還払不承認通知書」(様式第3号)により通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない必要な事項は、町長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。